

民法基礎演習を履修希望の3年生へ

【第1類（法学総合コース）、第3類の学生のみ】

2017年4月進学の第1類、第3類の3年生で、民法基礎演習の受講を希望する学生は、4月5日（水）～7日（金）までに教務係窓口にて手続きを行ってください。期間内に手続きを行わない場合は受講できません。

（個人による UT-mate での履修登録では登録できません。）

また、手続き時に所属クラスを指定します。指定されたクラスの開講時限には、他の授業は一切履修登録ができないので注意すること。

※「民法基礎演習」は第1類（法学総合コース）対象の「公共法務プログラム」「国際取引法務プログラム」指定科目です。

※第2類（法律プロフェッション・コース）の学生は、自動的に所属クラスが指定されますので、この手続きは必要ありません。

3月16日 法学部